

平成25年度 第6回
理事会

平成26年2月25日（火）

議事録

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

平成25年度 第6回 理事会 議事録

- 1 開催日時 平成26年2月25日（火）
午後2時00分から午後3時45分まで
- 2 開催場所 公益財団法人武蔵野市福祉公社 1階 会議室
東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目9番1号
- 3 理事及び監事の現在数
理事6名、監事2名
- 4 出席理事者数及び氏名
理事6名
理事長 長澤 博暁 理事 安達 高之
理事 安藤 真洋 理事 大野 壽三枝
理事 黒竹 光弘 常務理事 福島 文昭
監事2名
監事 五十嵐 利光 監事 安田 大
- 5 欠席理事者数及び氏名
理事0名
監事0名
- 6 傍聴者 0名
- 7 議事日程
日程第1 議案第21号 平成26年度事業計画及び収支予算について
日程第2 議案第22号 平成26年度老後福祉基金の一部取崩しにについて
日程第3 議案第23号 平成26年度常勤役員の報酬及び賞与の額について
日程第4 議案第24号 寄附金の受け入れに伴う老後福祉基金への積み立てについて
日程第5 議案第25号 公益移行認定の変更（公益目的事業の追加及び変更）について
日程第6 議案第26号 平成25年度第4回評議員会の開催について
日程第7 その他報告事項

8 議長及び議事録作成者 理事長 長澤 博暁

9 議事録署名人 理事長 長澤 博暁
監事 五十嵐 利光
監事 安田 大

10 議事の経過及び結果

議案第21号 平成26年度事業計画及び収支予算について

議案第22号 平成26年度老後福祉基金の一部取崩しについて

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事からは意見はなく一括して審議することとした。

福島常務理事、中村総務課長、荒井在宅サービス課長及び服部高齢者総合センター長から、提案理由の説明がなされた。

安藤理事から、今年度予算の補正はないのかという質問がなされた。

中村総務課長から、補正はない旨の回答がなされた。

安藤理事から、事業計画書3頁11行目「生活支援員の養成」の内容について質問がなされた。

小林在宅サービス課課長補佐から、他の社協の養成研修の概要を参考に3日間程度の研修を予定しており、内容は、権利擁護事業の実際、高齢者の特性、障害者の特性といったものである旨の回答がなされた。

安田監事から、別紙4三枚目の右下の法人税等の表記が本来マイナス表記ではないかという旨の質問がなされた。

中村総務課長から、マイナス表記に訂正する旨の回答がなされた。

安田監事から、別紙1裏面の表側「【1時間】生活援助」、表頭「改定後料金」の額が2,290円とあるが、2,310円ではないかという旨の質問がなされた。

荒井在宅サービス課長から、現行料金の2,400円がそもそも高いため、他との調整で20円引き下げて、2,290円とした旨の回答がなされた。

大野理事から、事業計画書2頁中「武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会報告書」を受けて、武蔵野市はどのような方針であるのかという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、現時点で結論が出ていない状況である旨の回答がなされた。また、厚生労働省等で、リバースモーゲージ自体が活用できないかという検討がなされている中で、市は、検討委員会の報告書どおりに廃止することが良いのかどうか精査している状況である旨の回答が

なされた。

大野理事から、事業計画書の内容から、この報告書を受けて新しい事業の形をとろうとしているのかという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、検討委員会は、リバースモーゲージ事業の在り方の検討が目的であったが、リバースモーゲージと一体として運用されてきた有償在宅福祉サービス事業についても、同時に検討していた。有償在宅福祉サービス事業については、権利擁護を含めた形で新たな事業への再編ということで検討している旨の回答がなされた。

大野理事から、事業計画書3頁9行目「専門員」について、成年後見事業との違いについて質問がなされた。

荒井在宅サービス課長から、権利擁護事業における専門員は現在のソーシャルワーカーを想定しており、成年後見事業は既にいる専門員である旨の回答がなされた。

福島常務理事から、今後は、利用額が低額な地域福祉権利擁護事業を中心に運用していく方向で検討しているところであるが、この地域福祉権利擁護事業において、専門員とは、利用者の支援計画の策定等を行う者であり、生活支援員とは、定期的に訪問し、ご利用者を援助する者である旨の回答がなされた。

大野理事から、権利擁護事業は成年後見になる前の方で、契約関係に基づき財産管理の他に身上配慮も行い、さらに判断能力低下し、被成年後見になった場合は、任意後見や成年後見人選任に基づき当該成年後見人に福祉公社が就任するという分け方になるのかという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、契約能力で線を引く形になり、成年後見の対象者と権利擁護対象者は明確にして支援をしてまいりたい旨の回答がなされた。

黒竹理事から、緊急通所介護モデル事業について、平成26年度はモデル事業として実施するが、平成27年度の介護保険法改正に伴い内容等について行政と摺り合わせながら対応していくのかという旨の質問がなされた。

中村総務課長から、質問のとおりである旨の回答がなされた。

安達理事から、社屋購入について事業計画の運営方針に出ているため、ここで説明しては如何かという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、12月の理事会以降の進捗状況として、評議員会で報告した後、12月27日に市民社協とともに大東京信用組合本部に伺い、共同建て替え辞退の回答を書面で行った旨の説明がなされた。その後、

1月に不動産鑑定を行い、1月末に鑑定結果を受領している旨の説明がなされた。また、2月5日に市から市議会厚生委員会に対して、福祉公社及び市民社協が現社屋を購入する方向でセコムホームライフ株式会社との協議を進めるという報告がなされた旨の説明がなされた。現在は、不動産鑑定結果をもとに価格や条件の交渉中である旨の説明がなされた。今後、交渉がまとまった場合は、5月28日の理事会において、土地建物の購入及び維持管理経費に関する補正予算、並びに、購入契約締結の議案を提案する予定である旨の説明がなされた。また、市民社協では、3月に理事会を予定しており、福祉公社の理事会及び評議員会の議決を条件とした購入契約議案を提案する予定である旨の報告がなされた。また、購入価格が決定した場合は、速やかに理事の皆様へお知らせし、5月以降の理事会及び評議員会で議決いただければ、6月中に購入、7月1日引き渡しを見込んでいる旨の説明がなされた。

長澤理事長から、補足説明として、今回は社屋購入について、さまざまな指摘があったが、今回は、市民社協も概ね了解して、理事会と評議員会に諮っていく方向性である旨の説明がなされた。

安達理事から、12月の理事会の際、広さの問題や建て替えの問題が出されていたが、建て替え計画の想定と建て替えにあたっての移転についての程度まで議論或いは方向性を出されているのか質問がなされた。

福島常務理事から、建て替えに関しては築12年程であることから耐用年数として残り二十数年あるため、速やかに建て替える考えはない旨の回答がなされた。しかし、市民社協からスペースが狭いという意見が出されているため、必要に応じて増築するかは今後の検討課題として改めて検討していく旨の回答がなされた。

黒竹理事から、敷地面積の質問がなされた。

福島常務理事から、公簿上、631.07㎡である回答がなされた。

大野理事から、建物の床面積の質問がなされた。

福島常務理事から、設計上、729.32㎡である回答がなされた。

安藤理事から、支出超過の予算について説明を求める質問がなされた。

福島常務理事から、市からの受託料が不足していても老後福祉基金があるため、それぞれの事業に適正な補助や委託料が支払われていないという部分があり、これを整理しないと解消が難しい旨の回答がなされた。

長澤理事長から、寄附金等の資金を回しているが、収支相償に向けての工夫が必要ということも含めて検討中であり、次期中長期計画で修正していく努力をする旨の回答がなされた。

黒竹理事から、在宅介護支援センターの予算について、平成25年度予

算に比較して減額されている理由についての質問がなされた。

中村総務課長から、人員は変わっていないが、市の査定により減額されている旨の回答がなされた。L S A（ライフサポートアドバイザー：見守りや生活支援を行う者）の予算が介護保険の関係で調整が行われたこと等によるものと市から伺っている旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、議案第21号及び議案第22号について、一件ずつ採決の結果、全会一致で、本二案は可決承認された。

議案第23号 平成26年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第24号 寄附金の受け入れに伴う老後福祉基金への積み立てについて

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

安達理事から、寄附金等取扱規程では一般寄附金等と特定寄附金等の二種類だが、上の表で用途を三つに分けた理由について質問がなされた。

中村総務課長から、広く公益目的でといった寄附金は一般寄附金として取り扱うもので、その二分の一以上は公益目的事業に使わなければならないと規定しているため、それ以外の法人会計に使用してよいものを分けて運用する旨を東京都に報告していることもあり、結果的に三つに分けている旨の回答がなされた。

安達理事から、上の表の1と4の3,007,734円は2特定（公益目的）としているが、下の表では一般寄附金等への積み立てとして全額を公益目的事業に充てることになるのかという旨の質問がなされた。

中村総務課長から、表の記載方法が誤解を招いている旨の回答がなされた。

安達理事から、寄附金等取扱規程第2条第2号の「特定寄附金等」は、特定ではないということかという旨の質問がなされた。

高橋管理係長から、東京都と相談した中で、何にでも使ってよい一般寄附金と用途を特定しているもので大きく二つに分かれ、特定するものについては、北町高齢者センターのような具体的に特定しているものと、広く福祉の目的にという特定に分かれるため、三つに分かれる旨の説明

がなされた。

安達理事から、趣旨は理解したが、寄附金等取扱規程では1号と2号の二つしかないため、公益目的に充てる寄附金も特定したものと読めてしまうため、今後整理する必要がある旨の意見がなされた。また、老後福祉基金規程第2条について、第1項では「理事長が必要と認める額」とあるが、第2項との関係でどのように理解するのかという旨の質問がなされた。

中村総務課長から、積立額は理事長が定められており、今回は寄附金を公益目的、法人会計及び特定目的に分けて管理したうえで、必要に応じて基金から取り崩していく方向で考えており、今回は全額積み立てた旨の回答がなされた。

安達理事から、今回の措置は理解したが、老後福祉基金規程第2条で理事長が決めることとあるため、第2条第2項は必要ないのではないかとこの旨の質問がなされた。

中村総務課長から、積立額は理事長が決められるが、寄附金の場合は二分の一以上を公益目的事業のために使用しなければいけないため、この内容は理事長といえども変更できないためである旨の回答がなされた。

安達理事から、趣旨は理解しているが、通常は第1項で落ちているものを第2項で補うものだが、この場合、条文の第2項が先行しているが、第1項で理事長が決めることと定めているので、第2項は必要ないのではないかとこの旨の意見がなされた。

中村総務課長から、今後検討したい旨の回答がなされた。

安達理事から、寄附金等取扱規程も含めて検討いただくよう意見がなされた。

中村総務課長から、検討する旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第25号 公益移行認定の変更（公益目的事業の追加及び変更）について

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第26号 平成25年度第4回評議員会の開催について

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

11 報告事項

福島常務理事から、「武蔵野市財政援助出資団体の見直しに関する基本方針」及び「新規事業案（有償在宅福祉サービスの見直し）」について、報告がなされた。

12 連絡事項

中村総務課長から、次回の理事会の日程について、5月28日を予定している旨の連絡がなされた。

以 上

本理事会の決議を証明するため、議長（理事長）及び議事録署名人において署名押印します。

平成26年3月28日

議長（理事長）長 澤 博 暁 ⑩

議事録署名人（監事）安 田 大 ⑩

議事録署名人（監事）五十嵐 利 光 ⑩